

{ 平 13 . 11 . 16 }  
基礎小 4 - 1 }

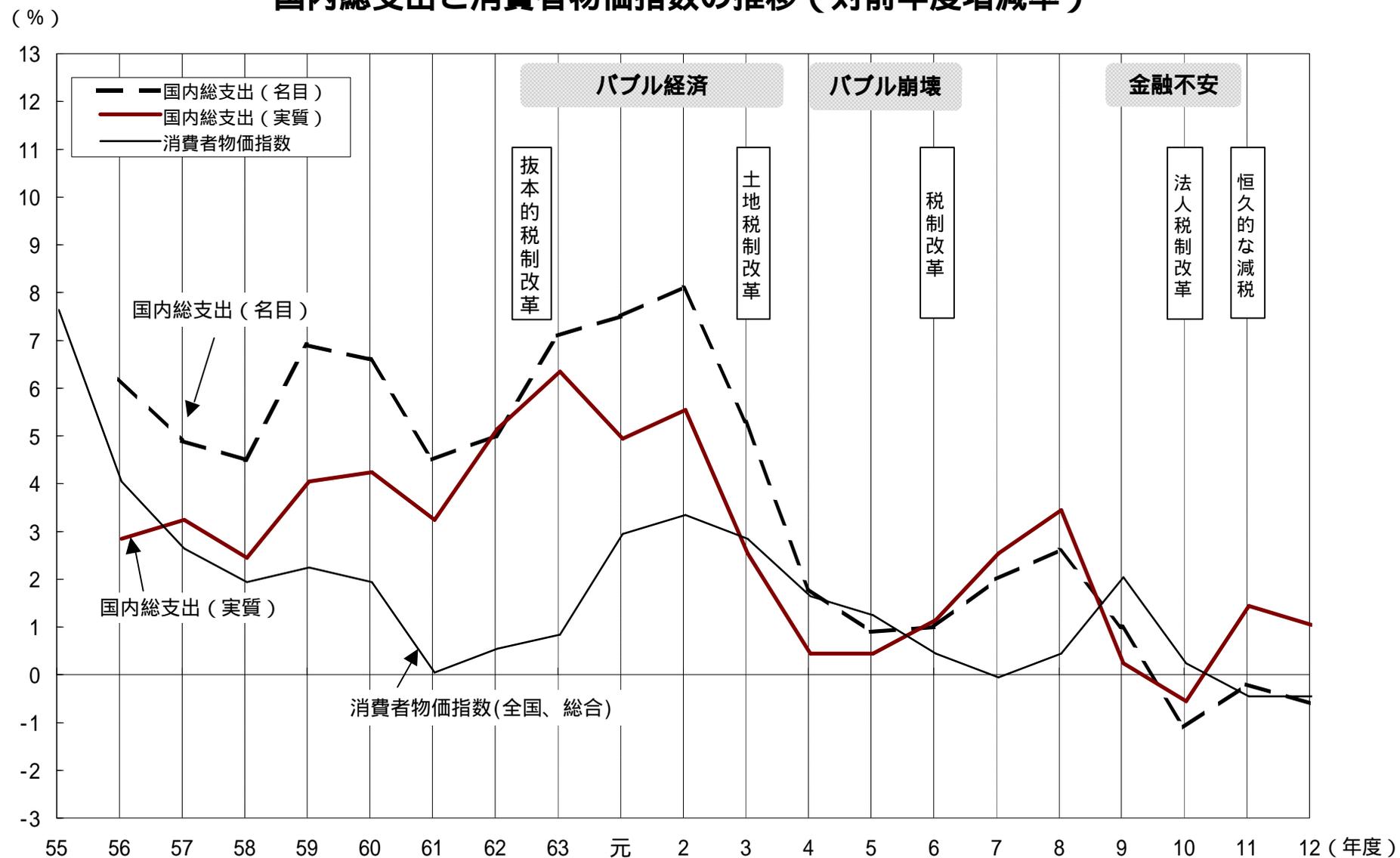
# 說 明 資 料

# 目 次

・ 国内総支出と消費者物価指数の推移（対前年度増減率）	1
・ 一般会計税収、歳出総額及び公債発行額の推移	2
・ 地方財政の財源不足の状況	3
・ 国税収入の推移	4
・ 地方税収入の推移	5
・ 近年の税制改革等の流れ	6
・ 平成6年以降の主な税制の動き	7
・ 平成6年の税制改革以降の所得税・個人住民税減税（イメージ図）	8
・ 抜本的税制改革（昭和63年）	9
・ 税制改革（平成6年）	9
・ 所得税の推移（イメージ図）	10
・ 個人住民税所得割の推移（イメージ図）	11
・ 法人税率の推移	12
・ 法人住民税法人税割の税率の推移（道府県分+市町村分）	13
・ 法人事業税の税率（標準税率）の推移	14
・ 法人所得課税の実効税率の国際比較	15

・ 付加価値税率（標準税率）の国際比較	16
・ 地価公示価格指数（58年=100）と相続税の主な改正	17
・ 固定資産税の土地評価と課税の経緯	18
・ 所得・消費・資産等の税収構成比の推移（国税+地方税）	19
・ 国民負担率と財政赤字（対国民所得比）	20
・ 国民負担率の推移（対国民所得比）	21
・ 国民負担率の内訳の国際比較	22
・ 租税負担率の内訳の国際比較（国税+地方税）	23
・ OECD諸国における租税負担率（対GDP比）の国際比較（1998年）	24
・ 租税負担率（対GDP比）の国際比較（国税）	25
・ 乗数効果について	26

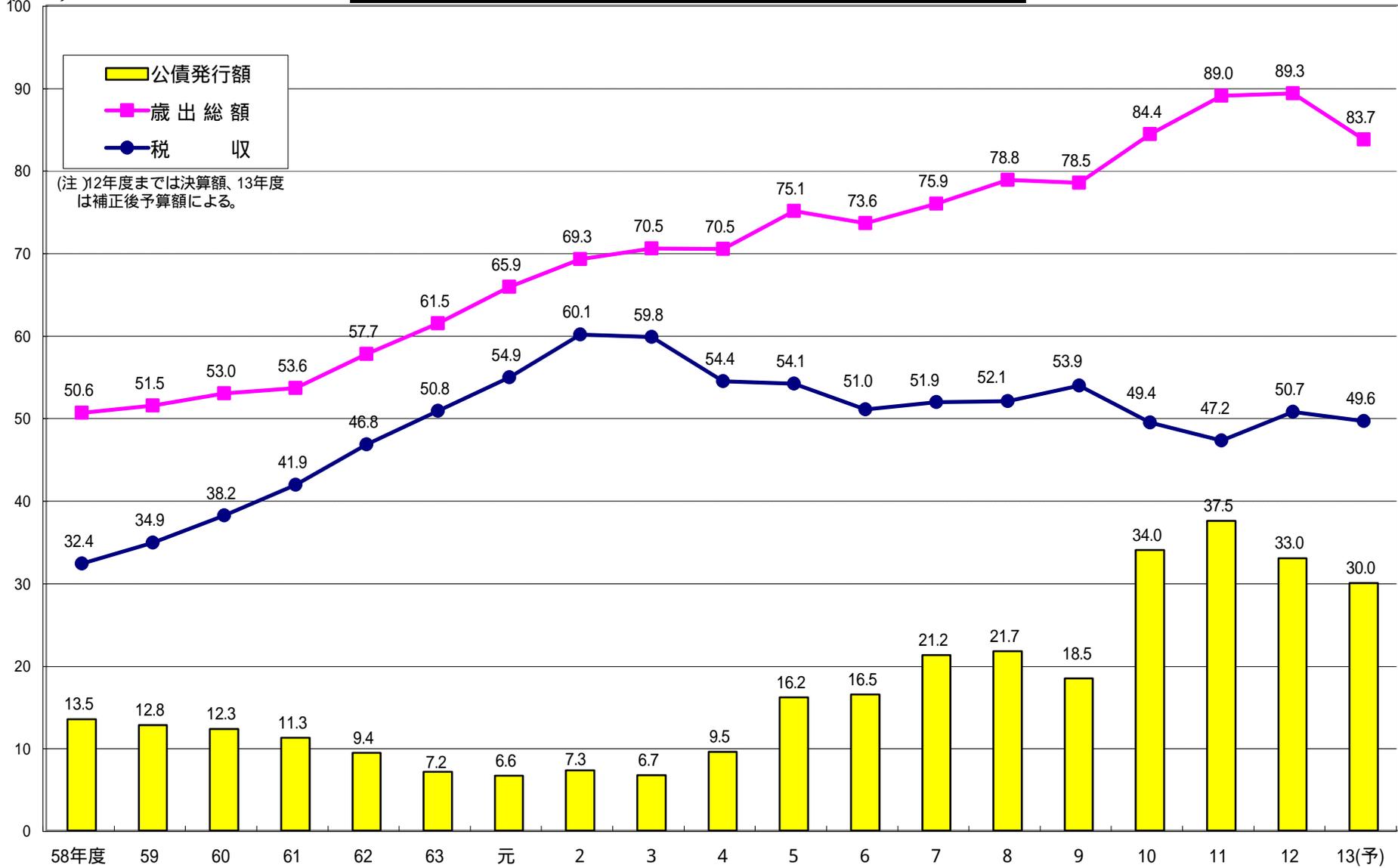
## 国内総支出と消費者物価指数の推移（対前年度増減率）



(注) 1. 国内総支出は、「国民経済計算年報(平成13年度)」及び「四半期別GDP速報 時系列表 平成13年4~6月期(2次速報値)」(内閣府)より作成。  
 2. 消費者物価指数は、「平成12年基準 消費者物価指数」(総務省)より作成。

# 一般会計収収、歳出総額及び公債発行額の推移

(兆円)



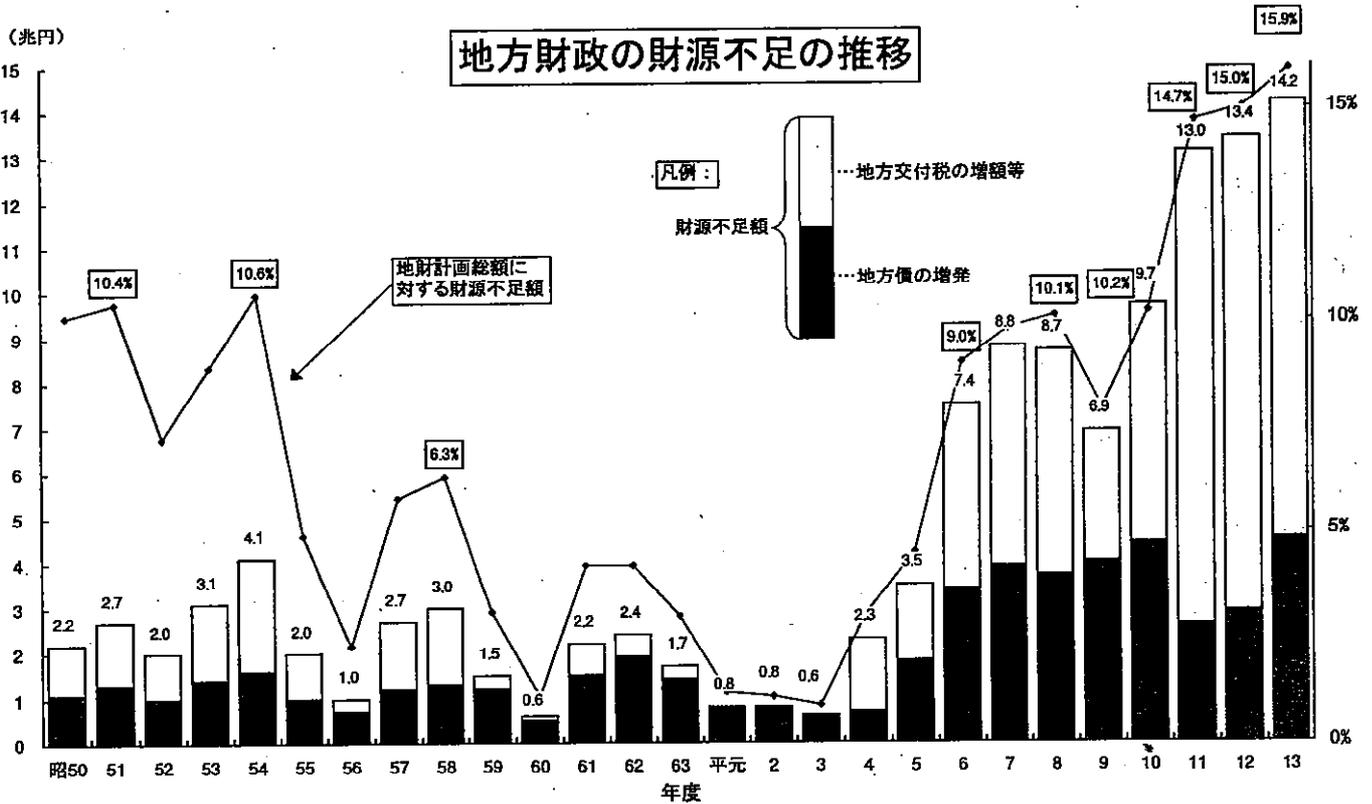
(注)12年度までは決算額、13年度は補正後予算額による。

歳出に占める税収の割合 (%)

63.9 67.8 72.1 78.1 81.1 82.7 83.4 86.8 84.8 77.2 72.1 69.3 68.4 66.0 68.7 58.6 53.1 56.8 59.3

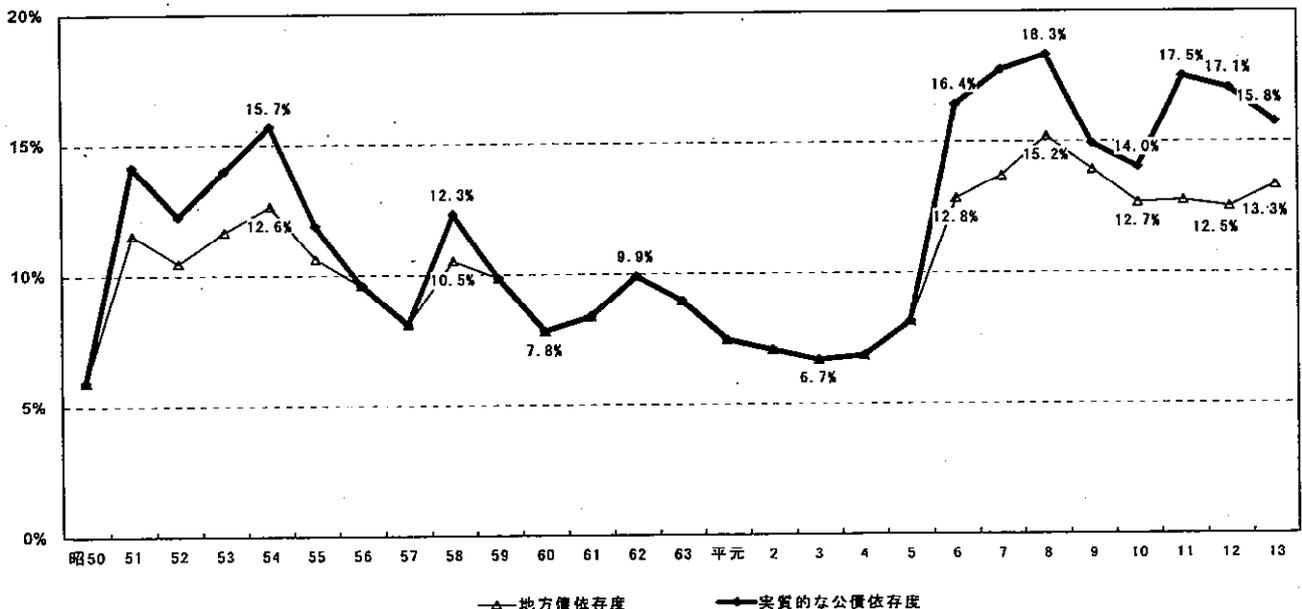
# 地方財政の財源不足の状況

- 地方財政の財源不足は地方税収等の落込みや減税等により平成6年度以降急激に拡大しており、平成13年度には14.2兆円と過去最高の財源不足となり、地方財政計画の15.9%にも達する規模となっている。
- 地方債と交付税特別会計借入金を合わせた実質的な公債依存度も平成6年度以降急激に上昇しており、平成13年度には15.8%となっている。

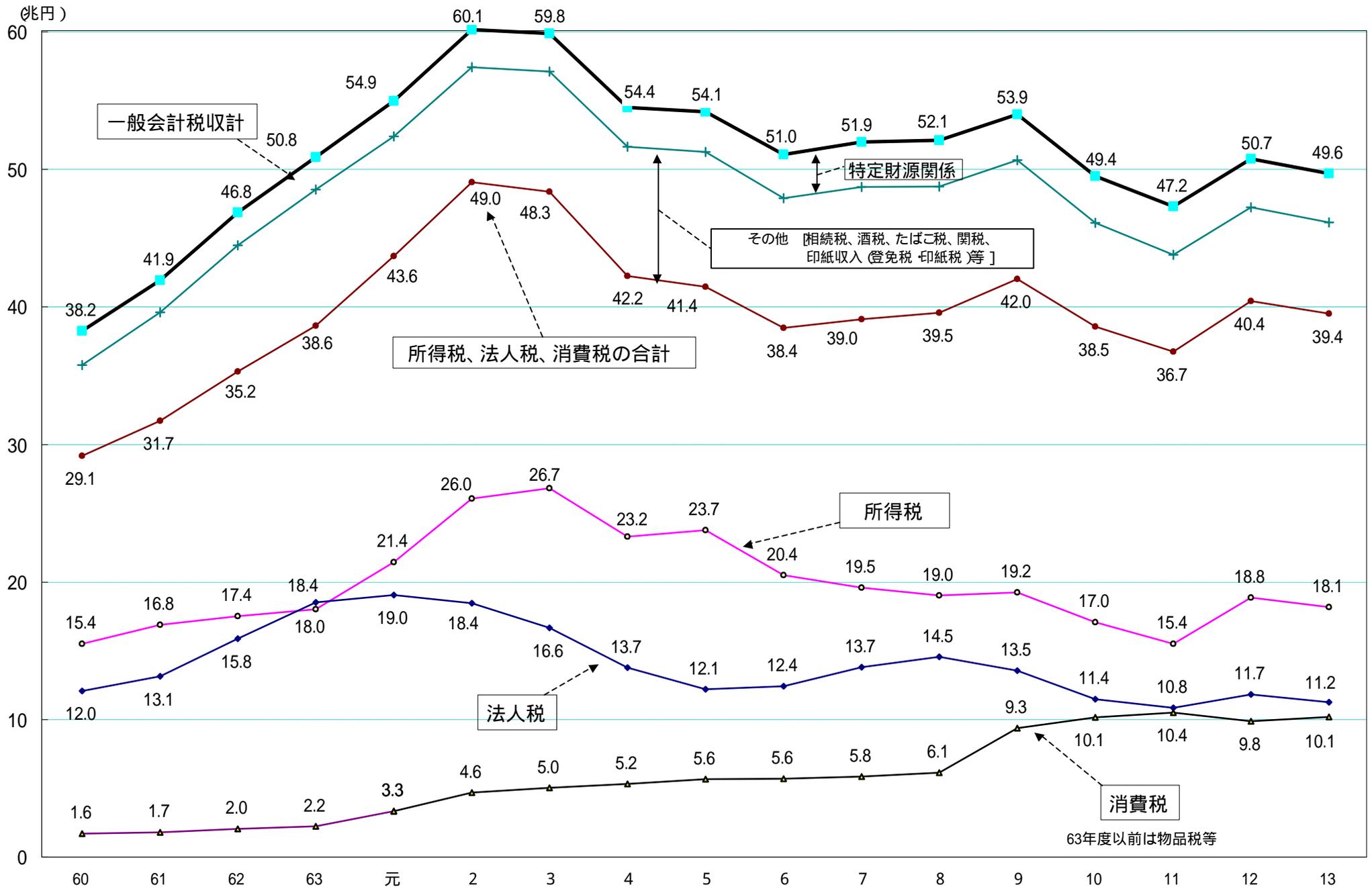


- (注) 1 財源不足額及び補てん措置は、補正後の額である(平成は当初ベース)。  
 2 地財計画総額に対する財源不足額の割合は、当初地財計画に対する割合である。  
 3 平成13年度の数値は平成13年度地方財政対策数値であり、精査の結果異動することがある。

### 地方債依存度及び実質的な公債依存度の推移



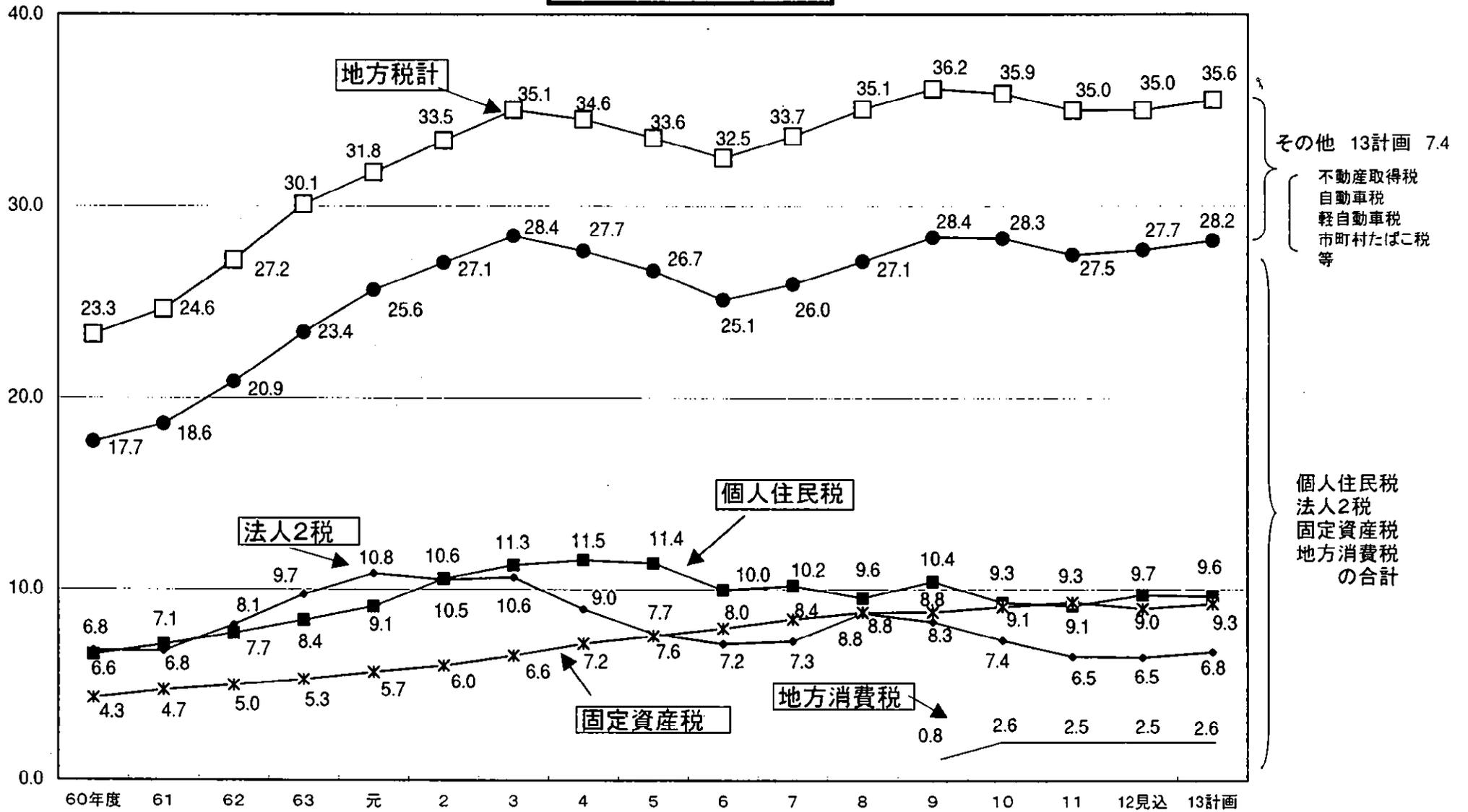
# 国 税 収 入 の 推 移



(注) 12年度以前は決算額、13年度は補正後予算額である。

# 地方税収入の推移

(兆円)



(注) 1 平成11年度までは決算額、12年度は決算見込額、13年度は地方財政計画額である。  
 2 個人住民税には、道府県民税利子割を含む。

## 近年の税制改革等の流れ

税制改革等	背景(経済社会の状況等)	個人所得課税	法人課税	消費課税	資産課税等
抜本的税制改革 (昭和63年12月等)	<ul style="list-style-type: none"> <li>所得水準の上昇・平準化</li> <li>消費の多様化・サービス化</li> <li>人口構成の高齢化</li> <li>経済取引の国際化</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>税率構造の累進緩和</li> <li>課税最低限の引上げ</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>基本税率の引下げ等 (平成元年4月1日~42% 40% 平成2年4月1日~40% 37.5%)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>消費税の創設</li> <li>個別間接税制度の整理合理化</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>相続税の減税 { 税率構造の累進緩和 基礎控除の引上げ 等</li> <li>利子課税の見直し</li> <li>株式譲渡益の原則課税化</li> </ul>
土地税制改革等 (平成3年度等)	<ul style="list-style-type: none"> <li>地価高騰による資産格差の拡大等</li> <li>土地基本法制定 (土地の公共性の基本理念)</li> </ul>			<ul style="list-style-type: none"> <li>消費税制度の見直し { 非課税範囲の拡大 中小特例措置の縮減 等</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>土地譲渡益課税の適正化</li> <li>地価税の創設 (平成4年より実施)</li> </ul>
税制改革 (平成6年11月等)	<ul style="list-style-type: none"> <li>人口構成の高齢化の加速</li> <li>所得水準の上昇・平準化</li> <li>バブル崩壊と経済の低迷</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>特別減税</li> <li>制度減税の法定 (平成7年より実施) { 税率構造の累進緩和 課税最低限の引上げ</li> </ul> <div style="border: 1px dashed black; padding: 5px; margin-top: 10px;">                     + 特別減税(平成7年) + 特別減税(平成8年)                 </div>		<ul style="list-style-type: none"> <li>消費税率引上げ等の法定 (平成9年度より実施) { 消費税率の引上げ (3% 4%) 中小特例措置の縮減 等</li> <li>地方消費税の創設(1%) (平成9年度より実施)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>相続税の減税 { 税率構造の累進緩和 基礎控除の引上げ 等</li> </ul>
法人税制改革等 (平成10年度等)	<ul style="list-style-type: none"> <li>経済構造改革</li> <li>厳しい経済情勢</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>特別減税 (当初分+追加分)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>基本税率の引下げ (法人税 37.5% 34.5%) (法人事業税 12% 11%)</li> <li>課税ベースの適正化</li> </ul>		<ul style="list-style-type: none"> <li>地価税の課税停止</li> <li>土地譲渡益課税の軽減</li> </ul>
恒久的な減税等 (平成11年度等)	<ul style="list-style-type: none"> <li>厳しい経済情勢</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>最高税率の引下げ (65% 50%)</li> <li>定率減税</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>基本税率の引下げ (法人税 34.5% 30%) (法人事業税11% 9.6%)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>消費税(国分)の福祉目的化</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>有価証券取引税、取引所税の廃止</li> </ul>

# 平成6年以降の主な税制の動き

	主な動き	個人所得課税	法人課税	消費課税	資産課税等
平成6年	税制改革	特別減税(5.5%引) 制度減税の法定 (税率構造の累進緩和 課税最低限の引上げ)		消費税率引上げ等の法定 (消費税率の引上げ (3% 4%) 中小特例措置縮減等 地方消費税創設(1%))	・相続税の減税 ・固定資産税評価の均衡化・ 適正化(地価公示価格の7 割評価)
平成7年		先行減税の実施(3.5%引) 制度減税			
平成8年		+ 特別減税(2.0%引)			・土地譲渡益課税の軽減
平成9年	(財政構造改革法成立)	+ 特別減税(2.0%引)		消費税率引上げ等の実施 地方消費税の実施	・負担水準の均衡化を重視した 固定資産税負担の調整措 置の導入
平成10年	法人税制改革 (財政構造改革法凍結)	+ 特別減税 (当初分(2.0%引) 追加分(2.0%引))	・基本税率引下げ (法人税 37.5% 34.5%) (法人事業税 12% 11%) (実効税率 49.98% 46.36%) ・課税ベースの適正化		・地価税の課税停止 ・土地譲渡益課税の軽減
平成11年	恒久的な減税	恒久的な減税 個人所得課税(4.1%引) ・最高税率引下げ (65% 50%) ・定率減税	法人課税(2.5%引) ・基本税率引下げ (法人税 34.5% 30%) (法人事業税 11% 9.6%) (実効税率 46.36% 40.87%)	・消費税(国分)の福祉目的化	・有価証券取引税、取引所税 の廃止
平成12年					
平成13年			・企業組織再編成に係る税制の 整備		

## 平成6年の税制改革以降の所得税・個人住民税減税（イメージ図）

6年(度)分 7年(度)分 8年(度)分 9年(度)分 10年(度)分 11年(度)分 12年(度)分 13年(度)分

特別減税	制度減税	制度減税	制度減税	制度減税	制度減税	制度減税		
5.5	3.5	3.5	3.5	3.5	3.5	3.5		
	特別減税 2.0	特別減税 2.0		特別減税 当初分2.0	恒久的な減税 4.3	恒久的な減税 4.1		
				追加分2.0				

抜本改革

先行減税の実施

消費税3%

5%（地方消費税1%分を含む）

平成9年4月実施

恒久的な減税

定率減税等

○ 抜本的税制改革（昭和63年）

税制改革の骨格（国税・地方税）  
（63年度ベース）

（単位：兆円）

減 収	増 収 等
直接税の減税 5.8	課税の適正化等 1.2
所得減税 3.3	
相続税減税 0.7	
法人減税 1.8	
既存間接税の廃止等 3.4	消費税の創設 5.4
	差引純減税 2.6
合 計 9.2	合 計 9.2

○ 税制改革（平成6年）

税制改革による増減収等の姿

所得減税等による減収額	▲ 3.8 兆円						
<table border="0"> <tr> <td> <table border="0"> <tr> <td>所得税・個人住民税の恒久減税</td> <td>▲ 3.5 兆円</td> </tr> <tr> <td>平成6年度改正における相続税減税</td> <td>▲ 0.3 兆円</td> </tr> </table> </td> <td rowspan="2">}</td> </tr> </table>	<table border="0"> <tr> <td>所得税・個人住民税の恒久減税</td> <td>▲ 3.5 兆円</td> </tr> <tr> <td>平成6年度改正における相続税減税</td> <td>▲ 0.3 兆円</td> </tr> </table>	所得税・個人住民税の恒久減税	▲ 3.5 兆円	平成6年度改正における相続税減税	▲ 0.3 兆円	}	
<table border="0"> <tr> <td>所得税・個人住民税の恒久減税</td> <td>▲ 3.5 兆円</td> </tr> <tr> <td>平成6年度改正における相続税減税</td> <td>▲ 0.3 兆円</td> </tr> </table>	所得税・個人住民税の恒久減税	▲ 3.5 兆円	平成6年度改正における相続税減税	▲ 0.3 兆円	}		
所得税・個人住民税の恒久減税	▲ 3.5 兆円						
平成6年度改正における相続税減税	▲ 0.3 兆円						
消費税の改革	+ 0.3 兆円						
消費税率引上げ（3%→5%）による純増収額 （増収額－政府負担の消費税増加分＝4.8－0.7兆円）	+ 4.1 兆円						
政府負担の消費税増加分のうち 公債発行により得るもの	+ 0.4 兆円						
つなぎ公債の償還財源	▲ 0.5 兆円						
社会保障関係	▲ 0.5 兆円						
<table border="0"> <tr> <td>年金等の物価スライド</td> <td>▲ 0.1 兆円</td> </tr> <tr> <td>社会福祉</td> <td>▲ 0.4 兆円</td> </tr> </table>	年金等の物価スライド	▲ 0.1 兆円	社会福祉	▲ 0.4 兆円	}		
年金等の物価スライド	▲ 0.1 兆円						
社会福祉	▲ 0.4 兆円						
合 計	0.0 兆円						

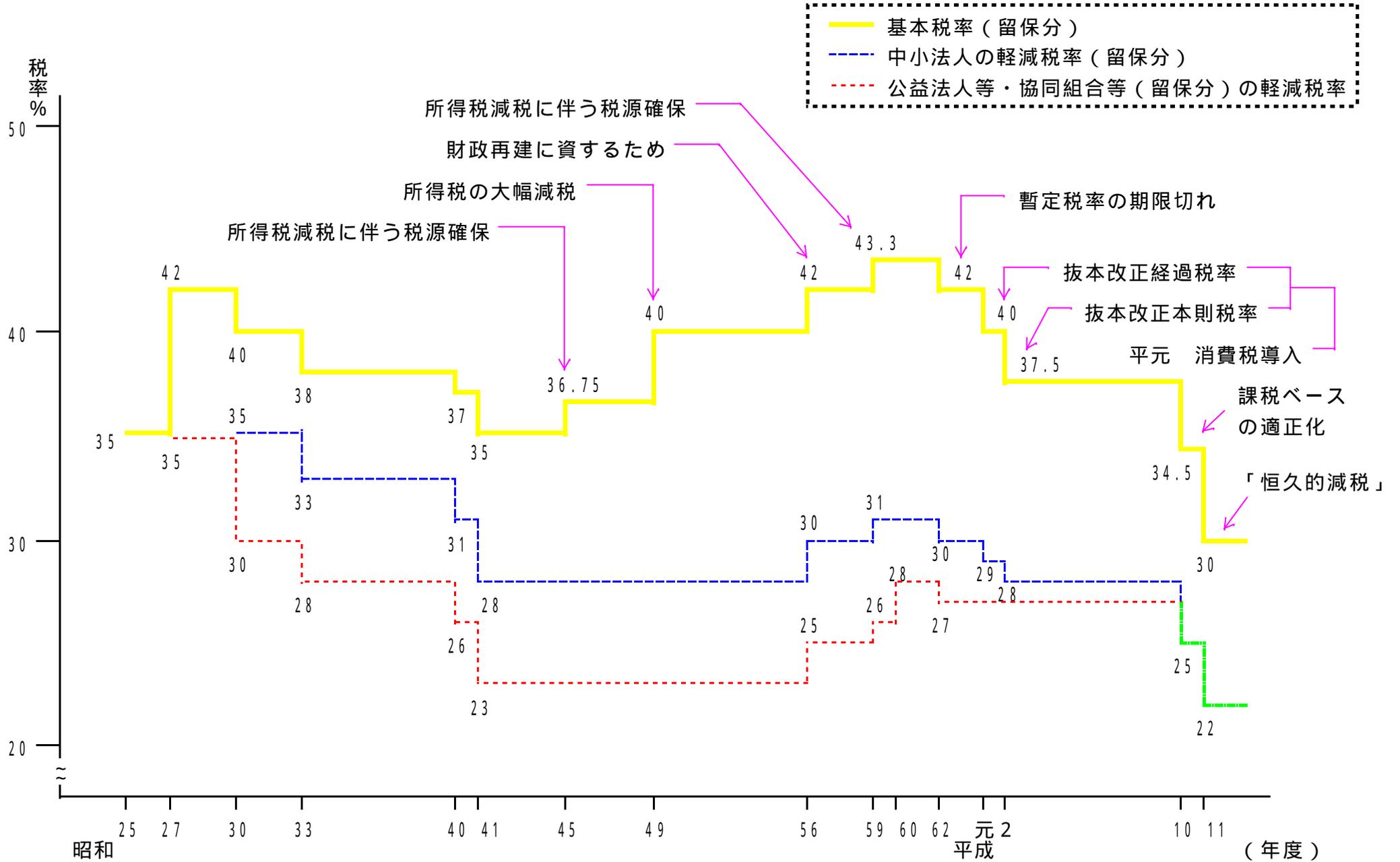
# 所得税の推移（イメージ図）

	昭和62年9月・63年12月抜本改革前（61年）	抜本改革後～平成6年11月税制改革前までの間	現 行
税 率 構 造	<p>給与収入 8,775.2万円</p> <p>15段階</p>	<p>給与収入 2,483.6万円</p> <p>5段階</p>	<p>給与収入</p> <p>4段階</p>
課 税 最 低 限	<p>夫 給 婦 与 子 所 2 得 人 者 の 場 合</p> <p>235.7万円</p>	<p>327.7万円</p>	<p>384.2万円</p>

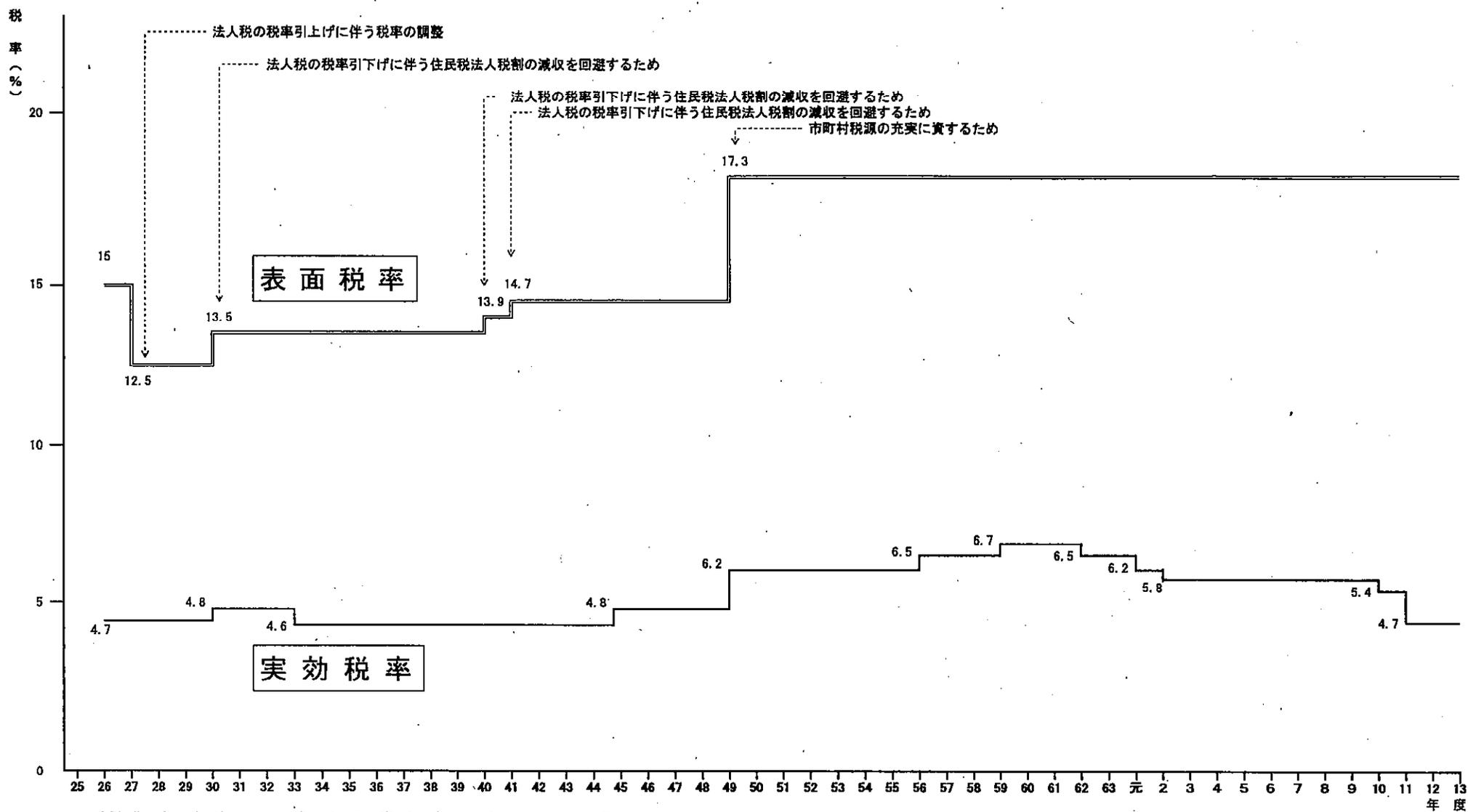
## 個人住民税所得割の推移(イメージ図)

	昭和62年9月・63年12月抜本改革前(61年)	抜本改革後～平成6年11月税制改革前までの間	現 行 (平成13年度分)
税 率 構 造	<p>給与収入 5,482.7万円 → 18%</p> <p>1,324.8万円 → 17%</p> <p>415.8万円 → 16%</p> <p>223.1万円 → 15%</p> <p>14%</p> <p>13%</p> <p>12%</p> <p>11%</p> <p>9%</p> <p>8%</p> <p>7%</p> <p>6%</p> <p>4.5%</p> <p>市町村民税 4%</p> <p>道府県民税 2%</p> <p>14段階</p>	<p>給与収入 963.0万円 → 15%</p> <p>3年3月改正前 10%</p> <p>609.6万円 → 5%</p> <p>市町村民税 4%</p> <p>道府県民税 2%</p> <p>3段階</p>	<p>給与収入 1,209.8万円 → 13%</p> <p>615.7万円 → 10%</p> <p>9年3月改正前 5%</p> <p>市町村民税 3%</p> <p>道府県民税 2%</p> <p>3段階</p>
課 税 最 低 限	<p>(夫婦子2人の場合)</p> <p>191.2万円 (昭和62年度分)</p>	<p>284.9万円 (平成6年度分)</p>	<p>325.0万円 (平成13年度分)</p>

# 法人税率の推移



## 法人住民税法人税割の税率の推移（道府県分+市町村分）

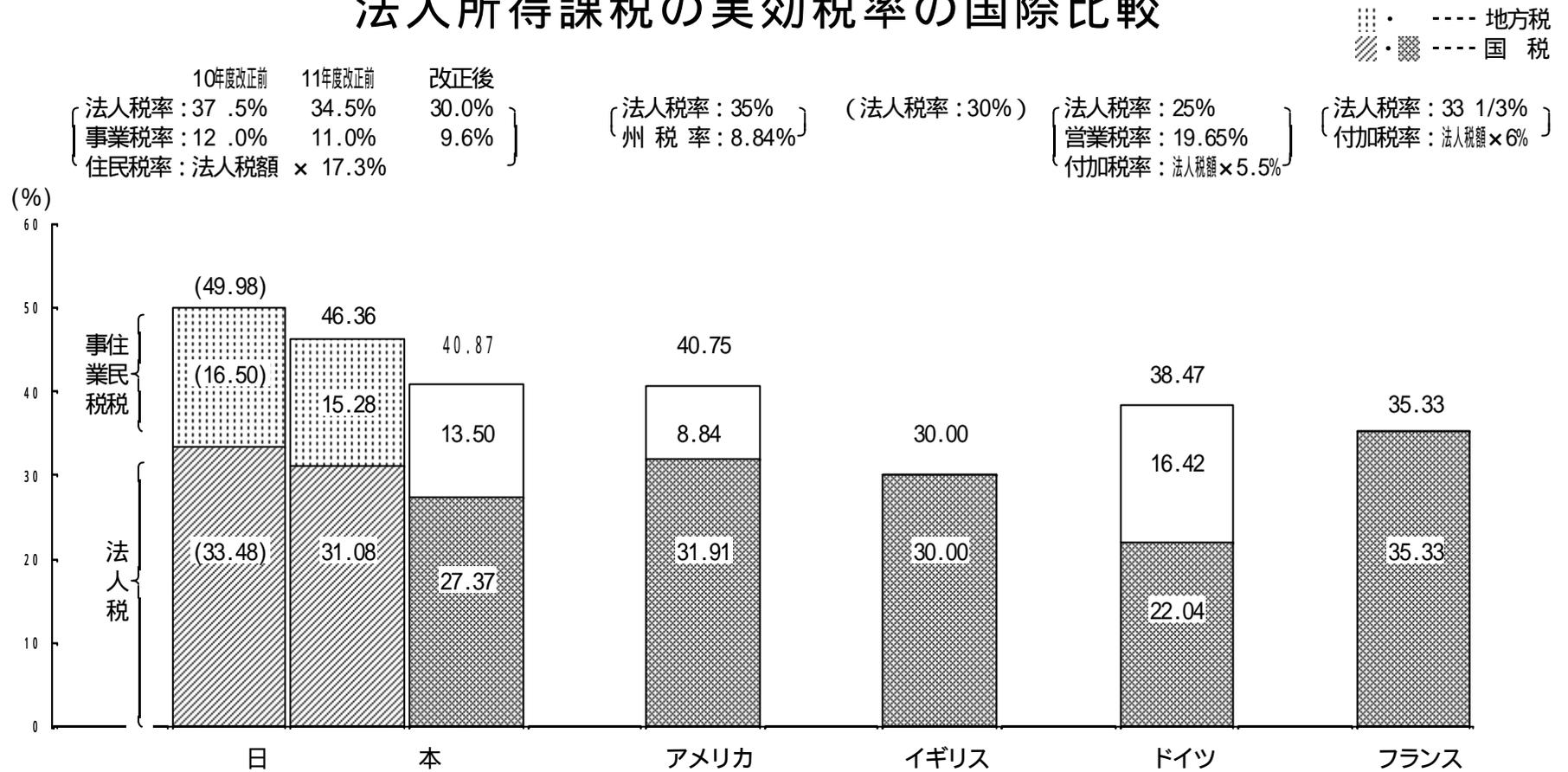


## 法 人 事 業 税 の 税 率 ( 標 準 税 率 ) の 推 移

年 度 区 分	昭 和 2 5	2 9	3 2	3 4	3 7	3 9	4 9	5 0	平 成 1 0	1 1 (現 行)
普通法人に 対する税率	12% →								11%	9.6%
軽減税率		年 50万 円以下 10%	年100万 円以下 10%	年200万 円以下 10%	年200万 円以下 9%	年300万 円以下 9%	年600万 円以下 9%	年700万 円以下 9%	年800万 円以下 8.4%	年800万 円以下 7.3%
			年 50万 円以下 8%	年100万 円以下 8%	年100万 円以下 6%	年150万 円以下 6%	年300万 円以下 6%	年350万 円以下 6%	年400万 円以下 5.6%	年400万 円以下 5%
				年 50万 円以下 7%						
特別法人に 対する税率	8% →								7.5%	6.6%
軽減税率				年 50万 円以下 7%	年100万 円以下 6%	年150万 円以下 6%	年300万 円以下 6%	年350万 円以下 6%	年400万 円以下 5.6%	年400万 円以下 5%

※ 電気供給業、ガス供給業、生命保険業、損害保険業については、課税標準が収入金額とされており、税率は1.3%（平成10年度以前は1.5%）である。

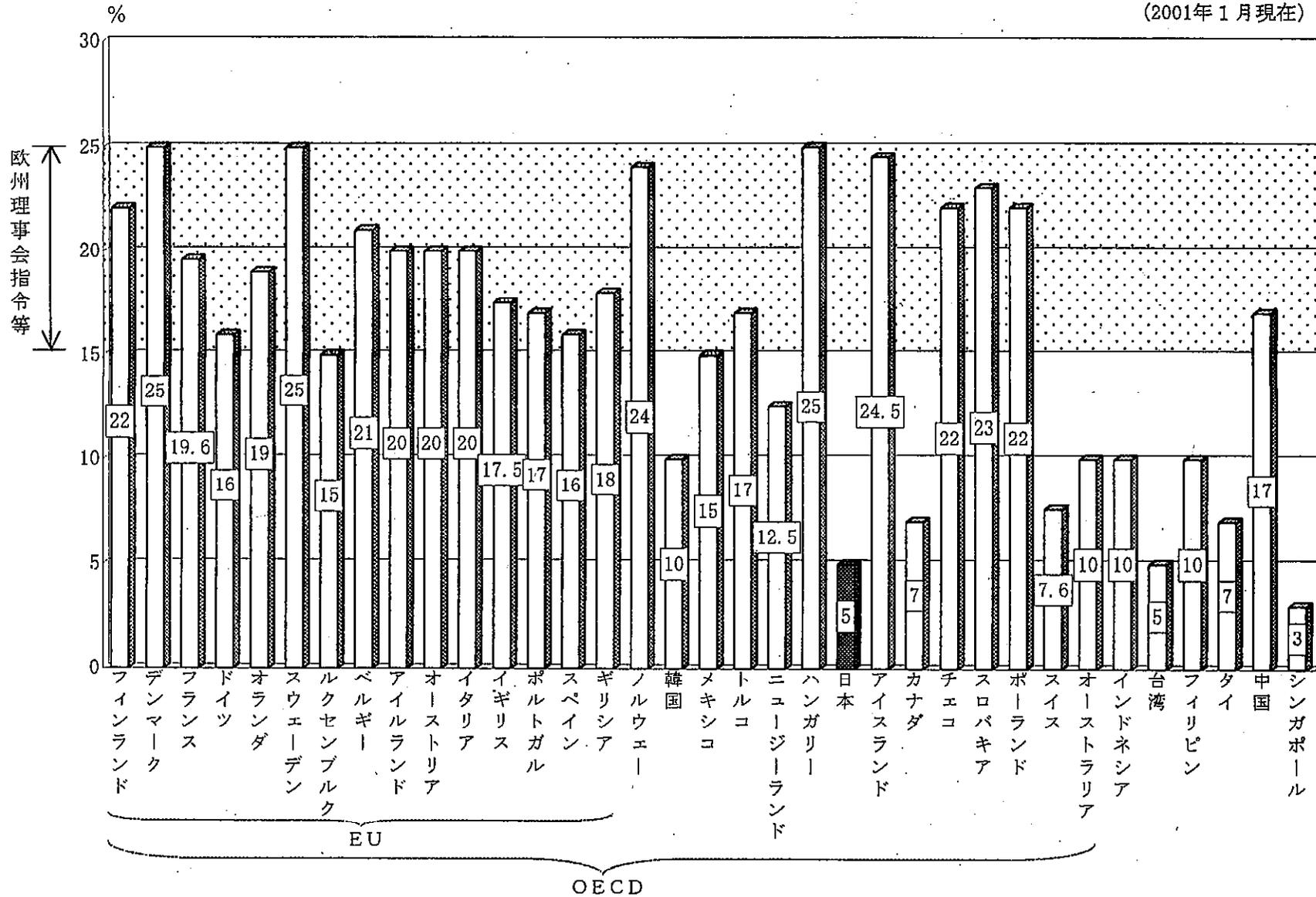
# 法人所得課税の実効税率の国際比較



- (注) 1. 日本の実効税率は、法人事業税が損金算入されることを調整した上で、「法人税」「法人住民税」「法人事業税」の税率を合計したものである。
2. アメリカの「地方税」は、カリフォルニア州(州法人税)の例である。なお、一部の市では市法人税が課税される場合があり、例えばニューヨーク市では連邦税・州税(7.5%、付加税[税額の17%])・市税(8.85%)をあわせた実効税率は45.95%となる。このほか、一部の州・市では、法人所得課税のほか、支払給与額等に対して課税される場合もある。
3. ドイツの実効税率は、付加税(法人税額の5.5%)を含めたものである。なお、ドイツの「国税」は、連邦と州の共有税(50:50)であり、「地方税」は、営業収益を課税標準とする営業税である。
4. フランスの実効税率は、付加税(法人税額の6%)を含めたものである。また、法人利益社会税(法人税額の3.3%)を含めると実効税率は36.43%となる。(ただし、法人利益社会税の算定においては、法人税額より500万フランの控除が行われるが、実効税率の計算にあたり当該控除は勘案されていない。)なお、フランスでは、法人所得課税のほか、職業税(地方税)が課税される。

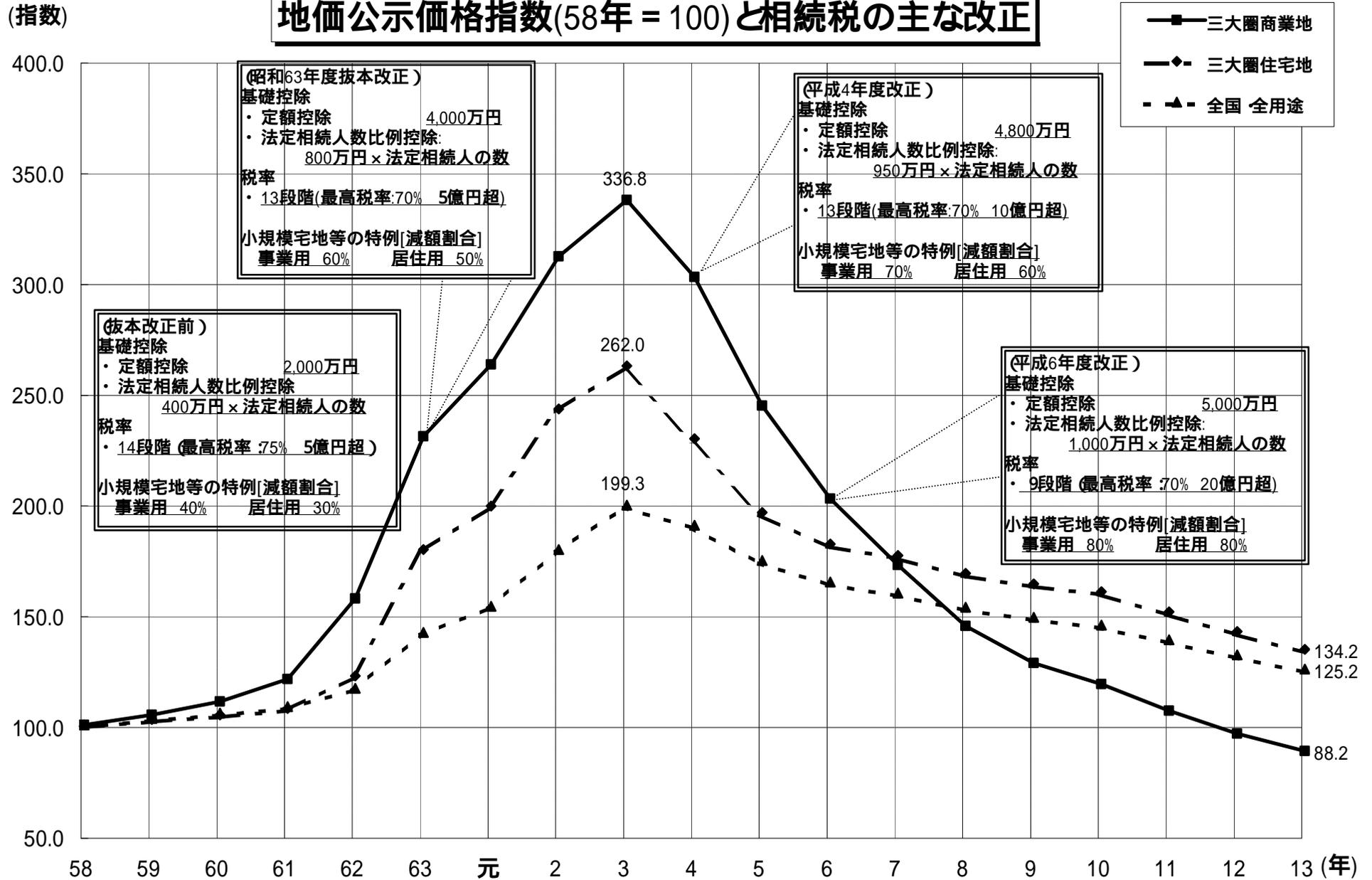
# 付加価値税率(標準税率)の国際比較

(2001年1月現在)



- (備考) 1. 日本の消費税率5%のうち1%は地方消費税(地方税)である。  
 2. カナダにおいては、連邦の財貨・サービス税(付加価値税)の他に、州によって小売売上税等を課しているところがある。(例:オンタリオ州8%)  
 3. アメリカは、州、郡、市により小売売上税が課されている。(例:ニューヨーク市8.25%)  
 4. 欧州理事会指令では、標準税率を15%以上とするよう定めているが、25%以下とするよう努めることについての合意が別途なされている。

# 地価公示価格指数(58年 = 100)と相続税の主な改正



(注) 小規模宅地等の特例の減額割合は、居住又は事業を継続する場合である。

## 固定資産税の土地評価と課税の経緯

### <平成5年度まで>

#### 評価

- ① 公的土地評価間、各市町村間、各土地間で評価水準に大きな格差
- ② 評価額は3年間据置

#### 課税

評価替えの翌々年度に課税標準額が評価額に追いつく(評価額課税)負担調整措置

※ 地価上昇期には、評価額の3年据置制度は納税者にとって有利

### <平成6年度～平成8年度>

#### 評価

- ① 7割評価の実施 ← 公的土地評価の均衡化・適正化の要請  
(土地基本法など)
- ② 評価額は3年間据置

#### 課税

- ① 評価額の急上昇に対応するため、ゆるやかに課税標準額を上昇させる負担調整率を適用  
(例：評価額が3倍 → 税額の伸びを3年間で15%に抑制)
- ② 住宅用地の税負担の緩和
  - ・ 小規模住宅用地の特例拡充 (1/4 → 1/6)
  - ・ 一般住宅用地の特例拡充 (1/2 → 1/3)

※ 平成4年度以降、地価が下落傾向となったため、評価額の3年据置制度は納税者にとって不利

※ 各土地間に評価水準の格差があったものを7割評価に統一したため、課税標準額と評価額が乖離(各土地間で乖離の程度がばらばら)

### <平成9年度～>

#### 評価

- ① 7割評価の実施
- ② 地価下落に対応するため、据置年度においても評価額の修正を可能に

#### 課税

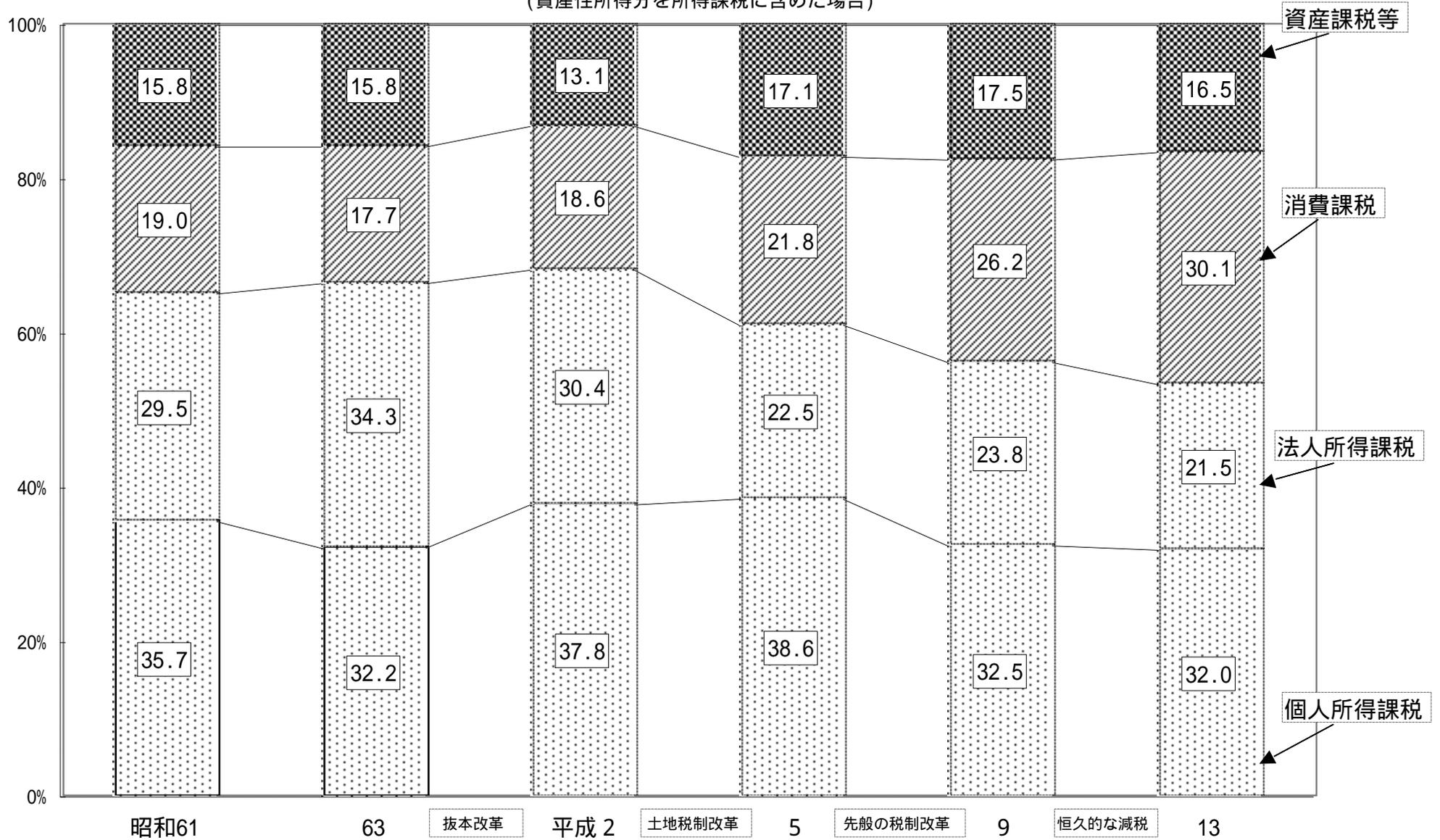
負担水準の均衡化措置 → 課税の公平の観点から、全国的に均衡のとれた評価額に対する課税標準額の乖離の度合(負担水準)を均衡化

商業地等の課税標準額の上限：H9～H11	→	評価額の80%
H12、H13	→	" 75%
H14	→	" 70%

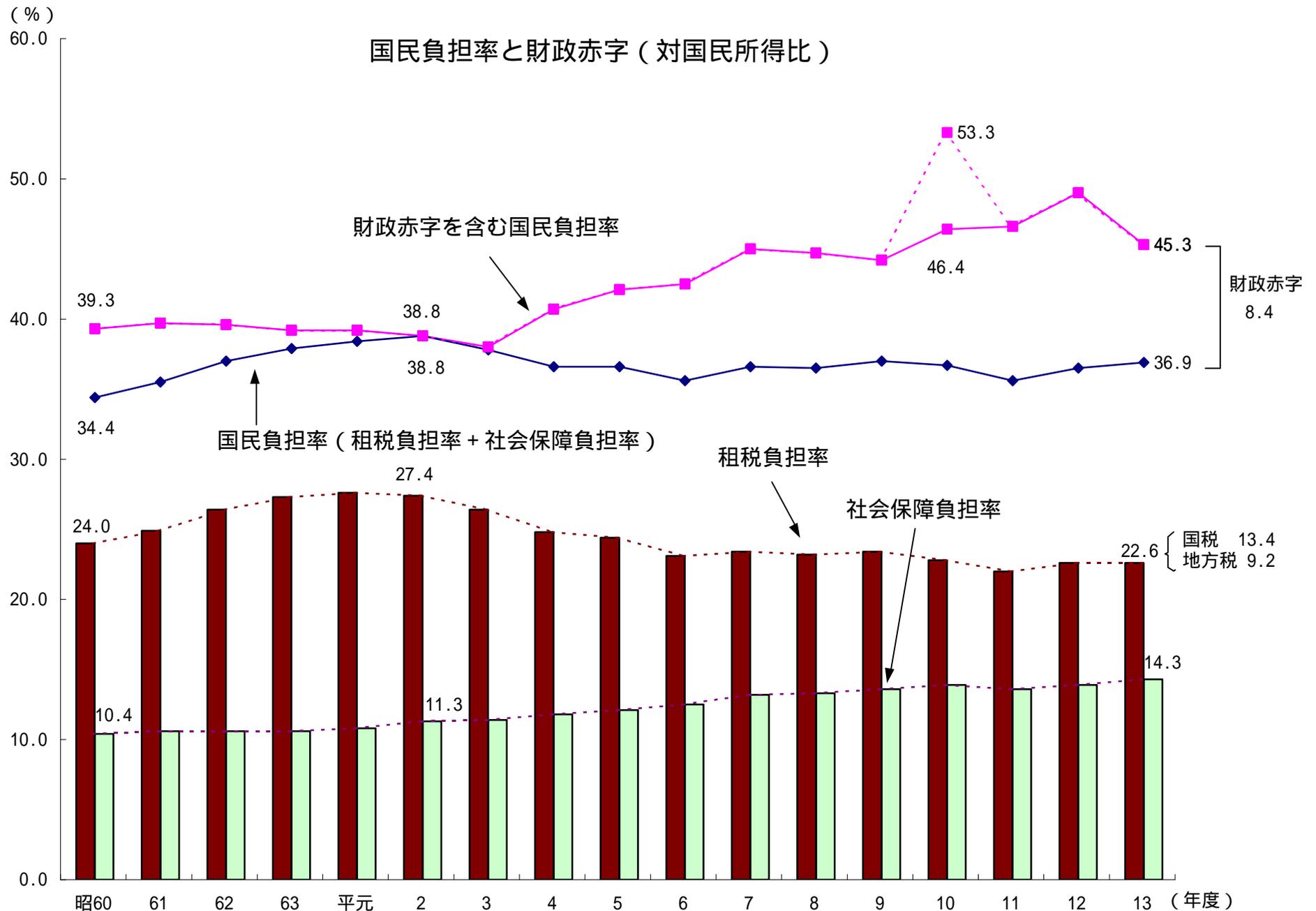
※ 負担水準の高い土地は減税又は据え置きに

# 所得・消費・資産等の税収構成比の推移(国税+地方税)

(資産性所得分を所得課税に含めた場合)



(注) 平成9年度までは決算額、平成13年度については、国税は当初予算額、地方税は見込額による。



(注) 1. 平成11年度までは実績、平成12年度は実績見込み、平成13年度は当初見込みである。  
 2. 平成10年度の財政赤字を含む国民負担率は、財政赤字のうち国鉄長期債務及び国有林野累積債務の一般会計承継に係る分を除いたベースが46.4%、これを含むベースが53.3%である。  
 3. 平成2年度以降は93SNAに基づく計数であり、平成元年度以前は68SNAに基づく計数である。ただし、租税負担の計数は租税収入ベースであり、SNAベースとは異なる。

## 国民負担率の推移（対国民所得比）

年度	国税	一般会計 税収	地方税	租税負担		社会保障 負担	国民負担率		財政赤字	潜在的な 国民負担率			国民所得 (NI)
				=	+		=	+		=	+	+	
平成 2 (1990)	17.9	17.1	9.5	27.4	11.3	38.8	-	-				351.0	
3 (1991)	17.0	16.1	9.4	26.4	11.4	37.8	0.2	38.0				371.9	
4 (1992)	15.5	14.7	9.3	24.8	11.8	36.6	4.0	40.7				371.3	
5 (1993)	15.4	14.6	9.1	24.4	12.1	36.6	5.6	42.1				371.2	
6 (1994)	14.4	13.6	8.7	23.1	12.5	35.6	6.9	42.5				374.5	
7 (1995)	14.5	13.7	8.9	23.4	13.2	36.6	8.4	45.0				378.8	
8 (1996)	14.2	13.4	9.0	23.2	13.3	36.5	8.2	44.7				388.6	
9 (1997)	14.2	13.8	9.2	23.4	13.6	37.0	7.2	44.2				391.9	
10 (1998)	13.4	12.9	9.4	22.8	13.9	36.7	(*)16.6 9.7	(*) 53.3 46.4				382.0	
11 (1999)	12.9	12.3	9.1	22.0	13.6	35.6	11.0	46.6				383.0	
12 (2000)	13.4	12.9	9.2	22.6	13.9	36.5	12.5	49.0				387.4	
13 (2001)	13.4	12.9	9.2	22.6	14.3	36.9	8.4	45.3				393.4	

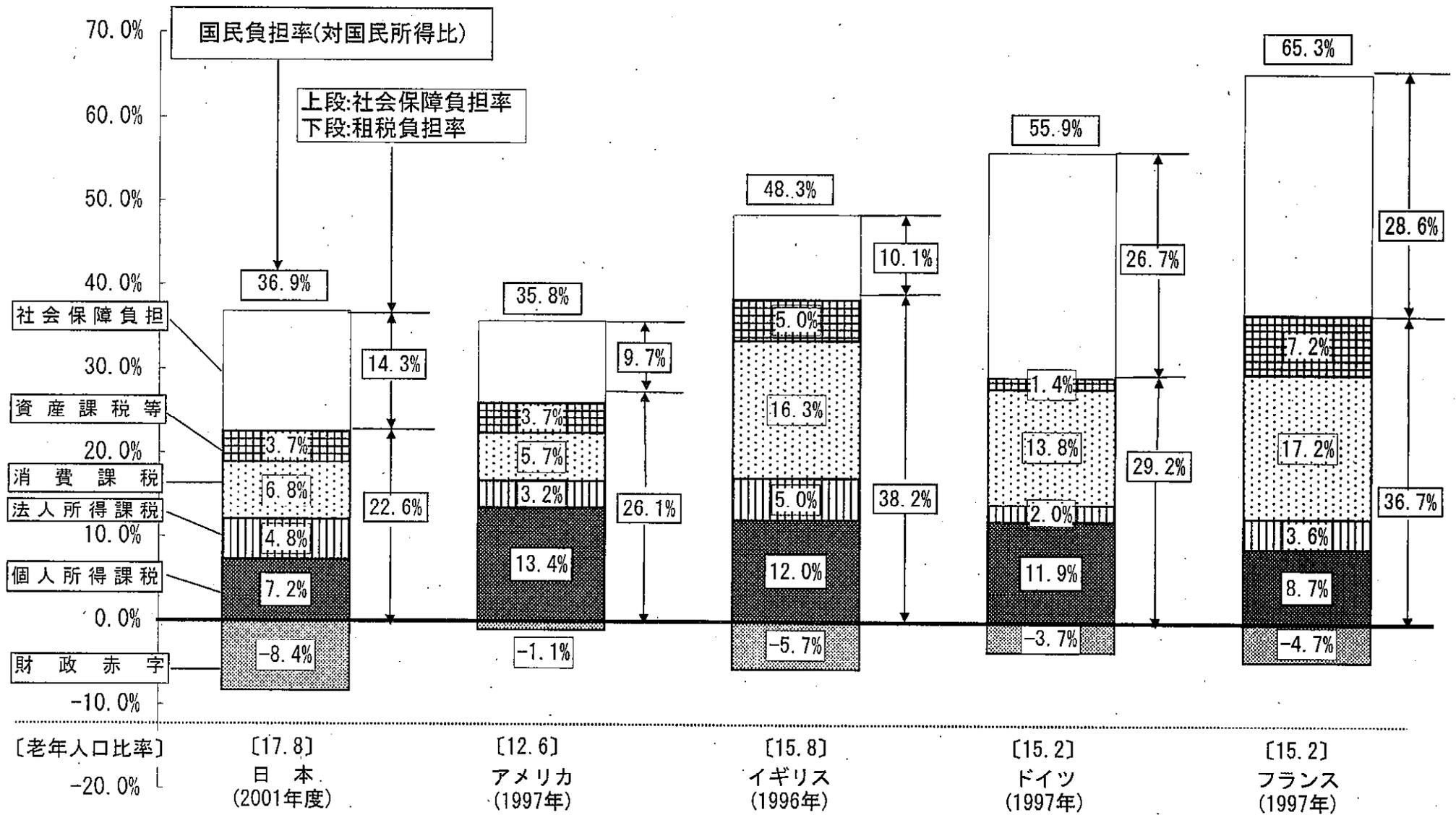
(注) 1 . 単位は、国民所得は兆円、その他は%である。

2 . 平成11年度までは実績、平成12年度は実績見込み、13年度は見込みである。

3 . 租税負担の計数は租税収入ベースであり、国民経済計算ベースとは異なる。

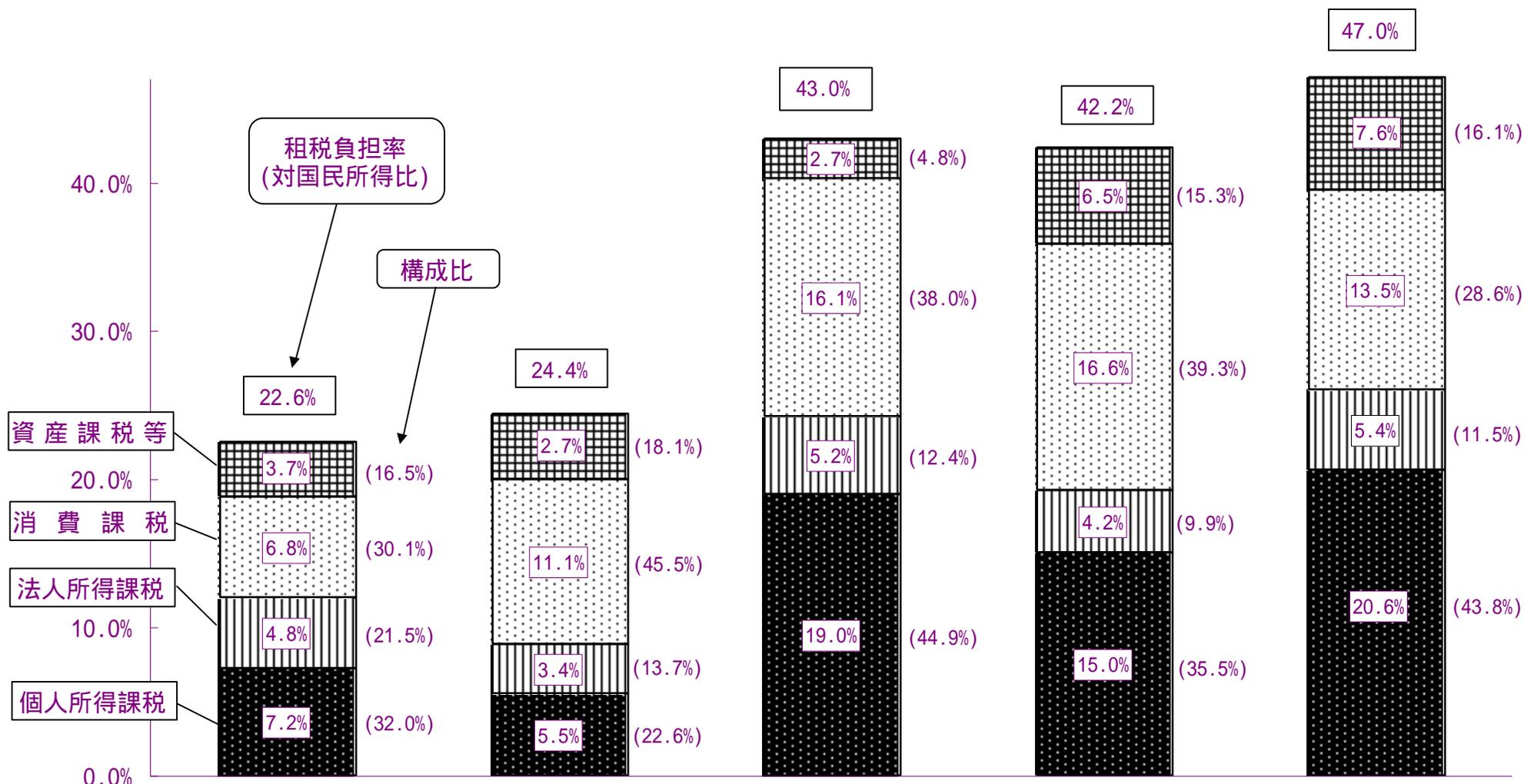
4 . (\*)の計数は、国鉄長期債務及び国有林野累積債務の一般会計承継に係る財政赤字を含む場合。

# 国民負担率の内訳の国際比較



- (注) 1. 日本は13年度当初予算ベース。日本以外は、「Revenue Statistics 1965-1998 (OECD)」、「National Accounts (OECD)」及び各国資料により作成。  
 2. 租税負担率は国税及び地方税合計の数値である。また所得課税には資産性所得を含む。  
 3. 日本の法人所得課税の租税負担率(4.8%)の内訳は国税3.0%、地方税1.8%  
 4. 財政赤字の国民所得比は、日本及びアメリカについては一般政府から社会保障基金を除いたベース、その他の国は一般政府ベースである。  
 5. 老年人口比率は、日本については2001年の数値(「日本の将来推計人口」(国立社会保障・人口問題研究所、平成9年1月推計)による)、その他の国は1995年の数値(国連推計による)である。

# 租税負担率の内訳の国際比較 (国税 + 地方税)

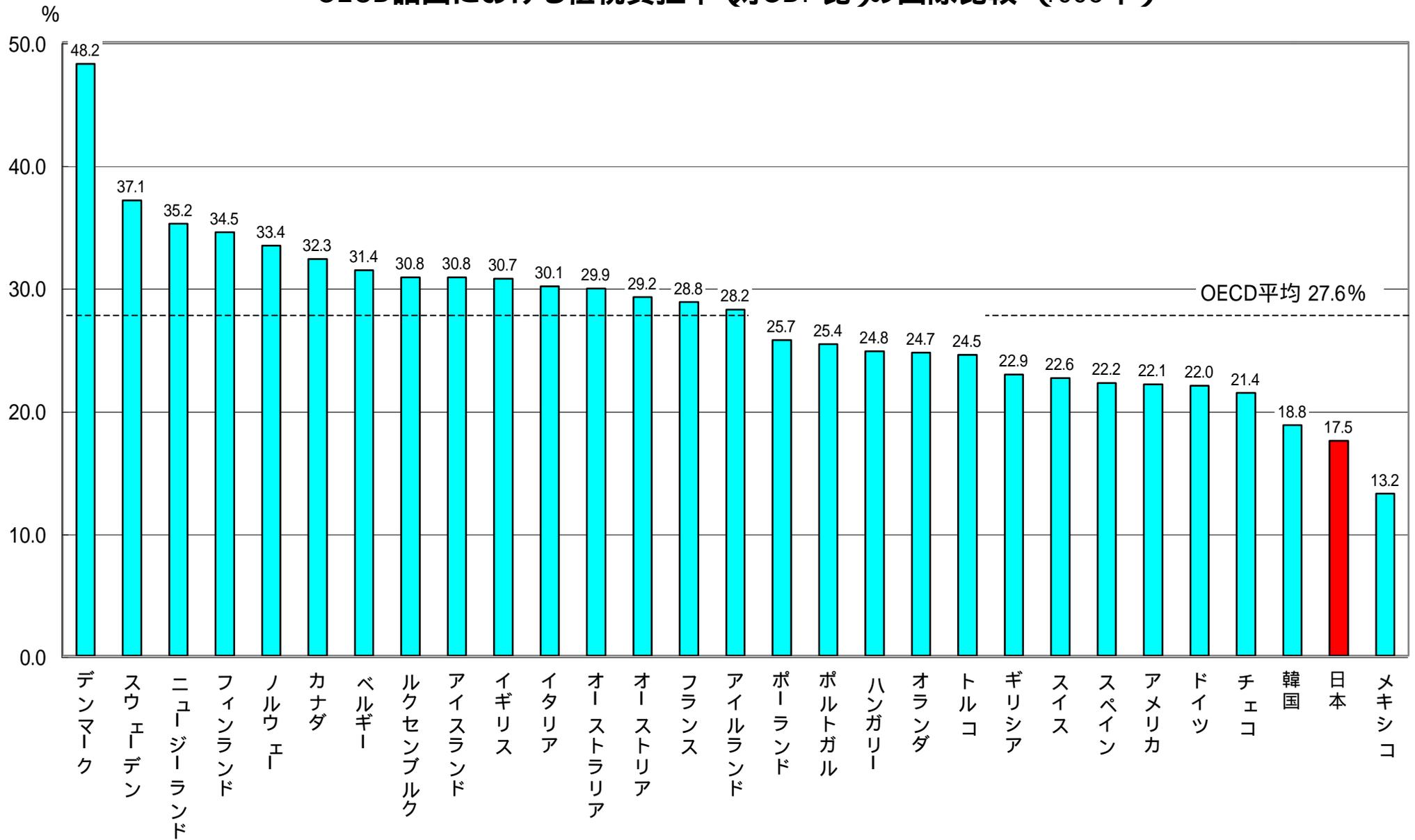


	日本 (2001年度)	韓国 (1998年)	ベルギー (1998年)	イタリア (1998年)	カナダ (1998年)
財政収支	7.0%	6.9%	0.0%	0.3%	3.4%
債務残高	122.9%	6.0%	110.8%	110.8%	104.9%

(対GDP比・2000年)

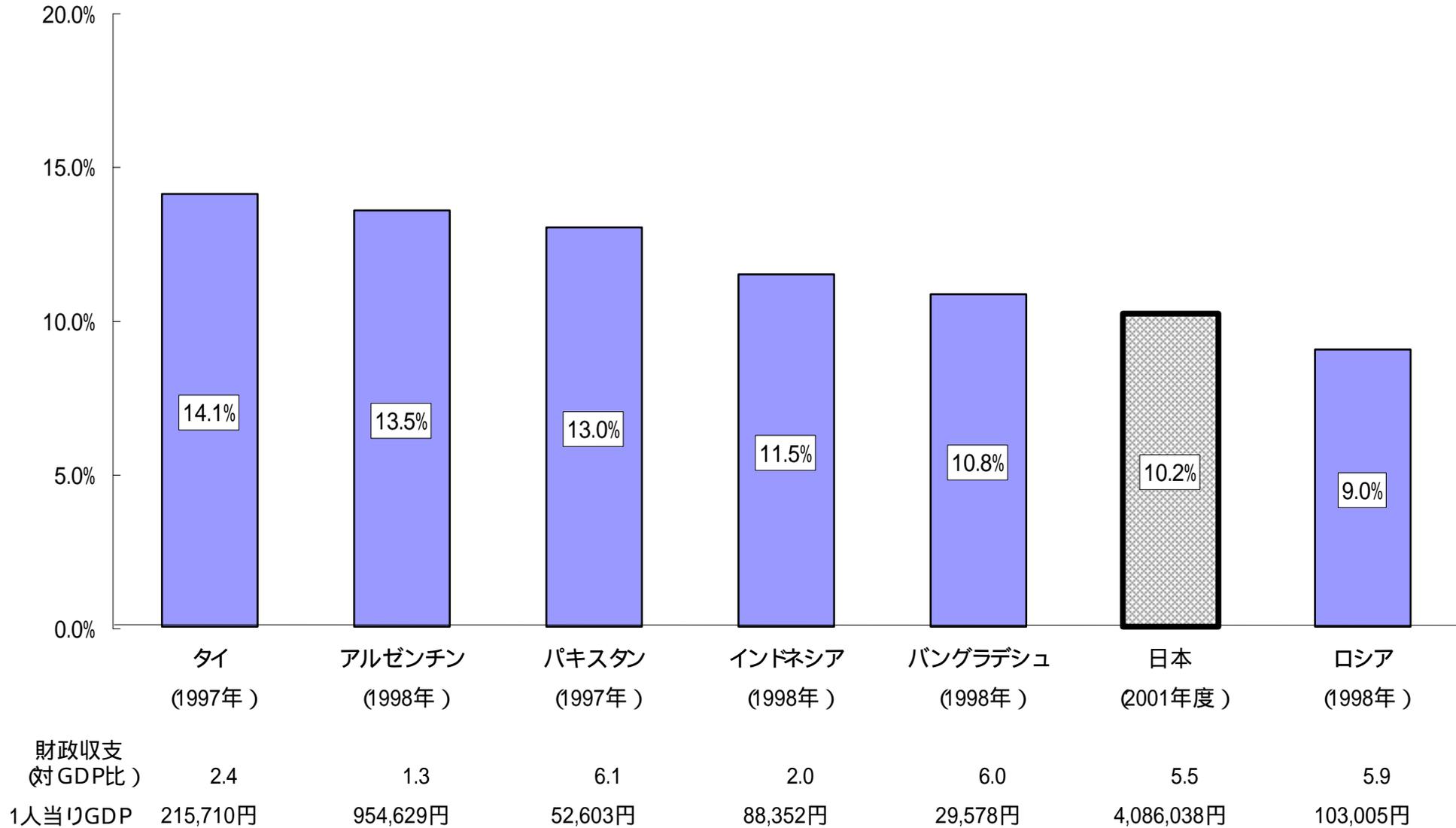
(注) 1. 租税負担率については、日本は平成13年度当初予算ベース、日本以外は「Revenue Statistics 1965-1999(OECD)」による。  
 また、財政収支及び債務残高については、「OECD Economic Outlook 69」による。  
 2. 所得課税には資産性所得を含む。  
 3. 日本の法人所得課税の租税負担率(4.8%)の内訳は国税3.0%、地方税1.8%。

# OECD諸国における租税負担率 (対GDP比) の国際比較 (1998年)



(注) 『OECD Revenue Statistics 2000』により作成。社会保障負担は含んでいない。ギリシアは1997年実績。

## 租税負担率 (対GDP比)の国際比較 (国税)



(注) 日本は13年度当初予算ベース。ただし、財政収支については1999年のもの。日本以外の国については、IMF Staff Country Report、IMF “International Financial Statistics” 等により作成。

## 乗数効果について

乗数の推移（経済企画庁経済研究所（現内閣府経済社会総合研究所）のモデル）

モデル名	ハドットモデル SP-17 (1974年12月)	第四次世界経済モデル (1991年7月)	第五次世界経済モデル (1994年12月)	短期日本経済マクロ計量モデル (1998年10月)
推計期間	1960～1973年度	1979～1988年	1983～1992年	1985～1997年
所得税減税の乗数 (名目、1年目)	0.77	0.53	0.46	0.43
公共投資の乗数 (同上)	1.85	1.39	1.32	1.31

(注)「財政支出あるいは租税収入の変化が、その何倍かの国民所得の増加（または減少）を生じせしめることを、財政収支の乗数効果という。」(高橋泰蔵他編「体系経済学辞典」東洋経済新報社)

## 乗数効果に対する見方

- 年次経済報告（平成 12 年度）

「 公共投資の乗数効果が低下しているのではないかという点については、・・・これまでの議論を整理すると、乗数低下の理由として、 限界消費性向が低下したこと、 限界輸入性向が上昇し外需への漏れが生じていること、 経済の国際化が進んだことにより公共投資を増やしても金利が上昇して円高となるため景気拡大効果が減滅されること（マンデル・フレミング効果）、 公債発行によって公共投資を増やしても国民が将来の税負担の増加を予想して貯蓄を増やし消費を手控えてしまうために効果が減殺されること（リカードの等価定理（中立命題））、 といった点が指摘されてきた。これに対し、・・・乗数効果がこの要因によって弱まったとは言えないとの検証があるほか、・・・モデルの乗数の歴史的変化自体はモデルの枠組（背景理論）に大きく影響を受けており、実際に 80 年代と 90 年代について同一構造のモデルで乗数の比較を行い大きな変化がなかったことを検証している。・・・90 年代に入って、政府支出の乗数効果を弱める方向に作用する要因があることは否定できないが、それによって、財政政策の効果が失われるというほどの影響はなかったものと考えられる。 」

「 日本では、財政赤字の大幅な増加を背景に、最近になってより中立命題が成り立ちやすくなっているのではないかと指摘もある。・・・最近までのデータを使って中立命題の証明を行った。・・・中立命題が厳密に成り立つとは言えないとの結果が得られた。しかし、・・・弱いながらも近年では中立命題が成り立ちやすくなっている可能性が示唆される。 」

- 井堀利宏 『財政赤字の正しい考え方』(平成12年)

「 裁量的減税の一つの目的は景気刺激効果である。しかし、ケインズ・モデルを前提として、景気を刺激するのが唯一の目的であれば、減税よりも公共投資の増加のほうが有効である。なぜなら公共投資乗数のほうが減税乗数よりも大きいからである。・・・消費税にしる所得税にしる、減税したからといって、本当に消費が刺激されるか疑問だという批判もありうる。これは人々が将来の増税要因をどれだけ認識しているかに依存する。すなわち、中立命題がどれくらい妥当するかに依存する。・・・日本でどの程度中立命題が成立しているかは、・・・一般的には、中間的状況にあると考えられる。その意味でも、減税政策のマクロ需要刺激効果は割り引いて考えるべきであろう。 」

(注)「 リカードの等価定理 財政支出を課税により現在決済しようと、国債を発行して将来に決済を延期しようと、国民の経済厚生に変化はないという命題。・・・リカードが主張し、近年、バローら合理的期待形成学派によって、公債の中立命題として再定式化されたもの。」(金森久雄他編「経済辞典」有斐閣)